

**東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

**東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年東近江市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園
である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、
幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項におい
て準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。